会議名　　総務・産業建設常任委員会

日時　　令和８年９月９日（水）午前 10 時～午前 10 時 14 分

場所　　第２・第３委員会室

出席議員　委 員 長 大野慎治　副委員長 谷平敬子　委　員 梅村　均
委　員 関戸郁文　委　員 伊藤隆信　委　員 塚﨑海緒
委　員 木村冬樹

欠席議員　なし

説明者　　総務部長　中村定秋、建設部長　西村忠寿、消防長　加藤正人、総務部専門監　西山慎太郎
行政課長　兼松英知、同統括主査　宇佐美祐二、都市整備課長　加藤淳、同統括主査　櫻井陽介、同統括主査　太田貴之、維持管理課長　竹安誠、同主幹　吉田ゆたか、同統括主査　中村隆志、同主査　伊藤禎章、予防課長　伊藤直樹、同主幹　伊藤孝夫、同統括主査　蜂須賀浩康

事務局出席　議会事務局長　丹羽至、同主査　室町裕子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 72 号	岩倉市都市公園条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 73 号	岩倉市火災予防条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 86 号	岩倉市道路線の認定について	全員賛成 原案可決

総務・産業建設常任委員会（令和８年９月９日）

◎委員長（大野慎治君）　総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました議案は３件であります。

これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から御挨拶をお願いします。

◎建設部長（西村忠寿君）　皆様、おはようございます。

８月の千葉豪雨以降、毎日のように全国各地で大雨の被害が起きている中、昨日この地方も線状降水帯が発生しまして、名古屋市では１時間104.5ミリという降雨で、東海豪雨以降の大変な状況になってしまったということで、観測史上最大となっているということでございました。

岩倉市の対応につきまして、少し御報告をさせていただきたいと思います。

まず、雨量のほうでございますが、本市では、昨日９月８日の24時間の総雨量でございますが、122.5ミリでございます。一番雨がひどかったときでございますが、15時から16時の、15時台でありますが、１時間当たり58ミリという降雨であったということでございます。レベル４の大雨警報が発令されたという状況でありました。それを受けまして、当市としましては、午後４時、16時に災害対策本部を設置しまして、非常配備班を２班、そして建設設備班も複数班の体制で対応に当たりました。

避難所としましては、防災コミュニティセンター、さくらの家、ふれあいセンターを避難所として３か所開設しまして、このうち、さくらの家に３名の方が避難をされております。

また、市役所の１階と２階を帰宅困難者用として開放をするということで御案内をさせていただきまして、最大で10名ほどの方がこちらに避難されたところでございます。

ただ、災害対策本部が解散した際には、10名の方はもう市役所からはお帰りになられているという状況でありました。

続きまして、被害状況でございますが、城跡橋と大市場橋の間の五条川でございますが、右岸と左岸で桜が１本ずつ倒木をしておるところでございます。道路冠水等につきましては、市内10か所以上ございまして、そちらにつきまして、特に五条川沿線につきましては、土のうですとかバリケードなどでも対応しておるというところでございます。

現在、各課、それから各区長様に対しまして、被害状況の御報告をいただく照会をかけておりますので、全容につきましてはその御報告を待ってということになりまして、その結果を取りまとめていくという状況としておりま

す。
なお、本日も午後からまた大雨の予報が出ておりますので、引き続き警戒を続けまして対応をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
本日は委員長からもお話がありましたが、雨を気にしながら、３件の議案を御審議いただきます。分かりやすい説明、答弁に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
◎委員長（大野慎治君）　ありがとうございました。
それでは、審査に入ります。
初めに、議案第72号「岩倉市都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。
当局の説明はいかがいたしましょうか。
〔「省略」と呼ぶ者あり〕
◎委員長（大野慎治君）　当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。
◎委員（梅村　均君）　夢さくら公園の位置が変更になります。番地が変わるんですけれども、なぜこういったことが生じるのかというところで教えてください。
◎維持管理課統括主査（中村隆志君）　その件に関してなんですけれども、名古屋法務局のほうが実施いたしました不動産登記法に基づく地図作製業務により、夢さくら公園の所在する土地が合筆されたことによって発生したものでございます。
これにより、これまで条例上の位置としておりました八剱町寺山185番の１の地番が閉鎖されまして、岩倉市八剱町寺山171番１の土地に位置づけられたものになります。
◎委員長（大野慎治君）　ほかに質疑はございませんか。
◎委員（木村冬樹君）　まず、石仏公園を都市公園として位置づけるということで、ここの使用などの関係は別の条例で定めるわけなんですけど、いわゆるだから屋外スポーツ施設という位置づけもあるわけで、こういった屋外スポーツ施設が都市公園として位置づけるということでの何か基準というものが法律上あるんでしょうか。
どういう場合に屋外スポーツ施設を都市公園として位置づけることができるのか、こういった点について少し説明をお願いします。
◎維持管理課統括主査（中村隆志君）　特にそういった基準がございませんので、そういった面を条例でうたうという形にしております。

今回、球場及びサッカーグラウンドの管理について、岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の定めるところによるとする特例を設ける形としております。

都市公園内に設置されている公園施設である一方、施設の性質といたしましてはやっぱりスポーツ施設であることから、利用時間であったりとか使用料については、既存の屋外スポーツ施設と一体に規定して運用するほうが利用者様にとっても分かりやすく、管理上も効率であるということから、今回条例上で規定させていただいたものでございます。

◎委員長（大野慎治君）　ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君）　分かりました。

基準は特になくて条例で定める、基準がないから条例で定めると、そういう位置づけということですね。

もう一点、本会議の質疑だと思いますけど、夢さくら公園の休憩所を休養施設に名称を改めるということで、法律上の具体例がある中の表記に合わせるということの答弁だったと思うんですけど、休養施設になったからって何か備品を置かなきゃいけないとか、例えば横になれる施設だとか、そういうことはないということでよろしいでしょうか。

◎維持管理課統括主査（中村隆志君）　議員おっしゃるとおり、特に運用等は変わらないことになりますので、備品とか置く必要は今のところは考えておりません。

◎委員長（大野慎治君）　ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚﨑海緒君）　木村委員と同じところというか、関連するところで、石仏公園の都市公園施設なのに別条例で管理していくという流れのところで、今利用者の方々が利用しやすいために、別の条例で利用料などを定めていくという御説明があったんですけれども、私が気になったのが、利用者にとって手続上何か変わってくることがあるのかなというところを心配していたんですが、特段変わらないというか、これから新しく利用される施設なので、変更という考え方ではなく、利用していく上で利用者さんが利用しやすいように、こういうふうに別条例で設定したというふうに認識すればよろしかったでしょうか。

◎維持管理課長（竹安　誠君）　おっしゃられるとおり、今回新たに施設が造られるという形で、従前の屋外施設と同様に、同じ条件の中で使えるという方向が一番利用者にとって利用しやすいというふうに考えておりますので、今回こういった方式を取らせていただいております。以上です。

◎委員長（大野慎治君）　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君）　ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君）　御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君）　討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第72号「岩倉市都市公園条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君）　挙手全員であります。

採決の結果、議案第72号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第73号「岩倉市火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君）　当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（塚﨑海緒君）　18条に条項が加えられるところで、液体燃料を使用する、調理に用いる器具に当たってはというところの条文に、一番最後、適切に管理を行わなければならないという文があるんですけれども、この適切にというのは具体的にどの程度清掃、点検を求めるものなのか、また飲食店など該当する施設にどのように指導を行っていくのか教えてください。

◎予防課統括主査（蜂須賀浩康君）　適切に管理を行うものとしましては、具体的な内容としましては、営業日ごとに目視によりダクト内を点検し、油脂の付着が確認できた際に清掃を実施する。また、６か月に１回程度、ダクト内に厚さ0.4ミリ程度の油脂の付着が確認された場合に清掃を実施するものとなっております。

なお、市内において確認できた該当施設は３施設ございます。そこにおける指導、広報につきましては、出向の上、直接関係者に改正内容と具体的な運用について説明及び指導をさせていただくこととしております。

◎委員長（大野慎治君）　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君）　ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君）　御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君）　討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第73号「岩倉市火災予防条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君）　挙手全員であります。

採決の結果、議案第73号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第86号「岩倉市道路線の認定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君）　当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君）　今回の市道の路線の認定については、スマートインターチェンジの整備に関わってということで接続道路が造られる中で、道路が幾つか塞がれるというところでの通行ができるようにという、そういうための市道認定だと思うんですけど、この今回認定する道路も含めまして、どういう道路の構造になってくるのかなというところを、少し分かりやすく説明していただきたいなと思います。

以前の接続道路は結構一宮側、ぐるっと回っているんですけど、ぐにゃぐにゃと２回ぐらいカーブするという、そういう仕組みになっていると思うんですけど、その辺も含めて構造を、どのような形になっていくのかということを教えていただきたいと思います。

◎都市整備課統括主査（太田貴之君）　おっしゃるとおり道路線を認定する付替え道路は、スマートインターチェンジの計画により干渉を受ける市道の機能を保障するものでもあります。

構造としましては、現況の市道と同程度となる予定ではありますが、詳細な構造につきましては、詳細設計、今年度実施しておるのですが、そこで決定していく方向でございます。

◎委員長（大野慎治君）　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君）　ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君）　御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君）　討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第86号「岩倉市道路線の認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君）　挙手全員であります。

採決の結果、議案第86号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

続いて、総務・産業建設常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

もう事前に見ていただいておりますが、お手元のパソコン内に配付しましたとおり、議長に継続審査の申出をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君）　御異議なしと認めます。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。